

熊本県公報

第 1 1 3 3 2 号
平成 17 年 11 月 7 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 平成 17 年度の熊本県地域総合整備資金貸付に係る償還金の徴収事務委託……………(地域政策課) 1
- 字の区域の変更……………(市町村総室) 1
- 道路の区域変更……………(道路総務課) 2
- 道路の供用開始……………(") 2

公 告

- 団体営土地改良事業施行の認可……………(農村計画課) 2

登 載 依 頼

- 熊本県鹿本地域保健医療推進協議会の開催……………(熊本県鹿本地域保健医療推進協議会) 3
- 第 9 回熊本県県立高等学校教育整備推進協議会の開催……………(高校教育課) 3

告 示

熊本県告示第 1279 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の規定により、歳入の徴収事務を次のように委託した。

平成 17 年 11 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 委託した徴収事務
平成 17 年度の熊本県地域総合整備資金貸付に係る償還金の徴収事務
- 2 受託者の名称及び住所
(1) 名称 財団法人地域総合整備財団
(2) 住所 東京都千代田区平河町二丁目 5 番 6 号
- 3 委託年月日
平成 17 年 11 月 2 日

熊本県告示第 1280 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 2 号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨水俣市長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 17 年 11 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
宝川内	集 り	127 の 1 の一部、128、129 の 1 から 129 の 3 までの各一部、157 の 4 から 157 の 6 までの各一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに字川原 186、字新地 302、304 の 2 に隣接する水路である国有地の全部	宝川内	川 原
宝川内	新 地	302 の一部、304 の 2 の一部、307 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	宝川内	川 原
宝川内	川 原	178 の 2 の一部、178 の 3、179 の 1 の一部、179 の 3 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	宝川内	集 り
宝川内	金 山	70 の 2	宝川内	集 り
宝川内	桧 口	118 の 1 及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部	宝川内	集 り

宝川内	新 地	304の2の一部、305の一部、306の2の一部、318の一部、319の一部、323の1の一部、323の3の一部	宝川内	集 り
宝川内	集 り	122の2から122の4までの各一部、123の3の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	宝川内	新 地

熊本県告示第1281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年11月7日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年11月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	本 渡 下 田 線	天草郡天草町大字福連木字上荒平 2526番2地先から 同字 2526番2地先まで	前	13.6 ～ 16.0	6.0	災 補 道
			後	16.0 ～ 19.0	6.0	

2 区域変更する期日 平成17年11月7日

熊本県告示第1282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年11月7日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年11月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一 般 県 道	稲佐津留 玉 名 線	玉名市大字安楽寺字三六 87番 地先から 同字 88番 地先まで	20.0	緊 道 整

2 供用開始する期日 平成17年11月8日

公 告

熊本県公告第830号

平成17年6月20日付けで本渡市本渡市土地改良区理事長安田公寛から申請のあった中岳地区土地改良事業（区画整理）の施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年10月28日付けで認可した。

平成17年11月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登載依頼

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会公告第1号

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成17年11月7日

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会 会長

- 1 開催日時
平成17年11月15日（火）
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
さつき園ラヴィータ
山鹿市古閑1074-1 電話（0968）43-5155
- 3 議題
(1) 第4次鹿本地域保健医療計画の進捗状況について
(2) 平成17年度熊本県山鹿保健所主要事業について
(3) 山鹿市立病院の現状と老朽化に伴う建替事業に係る報告について
(4) その他報告事項等
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ
熊本県鹿本地域保健医療推進協議会事務局（熊本県山鹿保健所総務企画課）
山鹿市山鹿465-2
電話（0968）44-4121

熊本県県立高等学校教育整備推進協議会公告第25号

第9回熊本県県立高等学校教育整備推進協議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおりです。

平成17年11月7日

熊本県県立高等学校教育整備推進協議会

会長 良 永 彌太郎

- 1 日時
平成17年11月17日（木）
午前10時から午前12時まで
- 2 場所
熊本市水前寺一丁目33-18
水前寺共済会館芙蓉の間
- 3 議題（予定）
 - 1 第8回会議での意見について
 - 2 定時制・通信制高校の再編整備について
 - 3 中間報告について
 - 4 その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
会議の傍聴手続は、午前9時30分から午前9時50分まで会議の会場入口において行い、協議会の会長が認めただうえで、事務局の案内により会議の会場に入ることができます。
ただし、受付終了時点で定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定します。
- 6 問い合わせ先
熊本県県立高等学校教育整備推進協議会事務局（熊本県教育庁高校教育課）
（電話 096 - 333 - 2683）

